国有林野の管理経営に関する法律等の一部を改正する法律

国 「有林野の管理経営に関する法律 \mathcal{O} 部改正)

第一 条 玉 有 林 野 \mathcal{O} 管理経営に関する法律 (昭和二十六年法律第二百四十六号) の 一 部を次のように改正

る。

目次中「第三章 分収造林 (第九条-第十七条)」を 第二章の二

第三章 分収造林 (第九条 第十七条

樹木採取権

(第八条の五―

-第八条

す

に改める。

第二章の次に次の一

章を加える。

第二章の二 樹木採取 権

(樹木採取権の設定)

第八条の五 農林 水産大臣 は、 民間. 事業者に次条第 項の 樹木採取区にお いて生育している樹木を採取す

る権利 (以 下 「樹木採取権」 という。)を設定することができる。

2 前 項の樹木には、 樹木採取権に基づき樹木が採取された後に当該採取跡地に植栽 (人工下種を含む。

以下同じ。)された樹木を含まないものとする。

3 農林・ 水産大臣 は、 樹 木 採取 権 \mathcal{O} 設定に 際 Ļ 当該設定を受けた者 (以 下 「樹木採取権者」

から権利設定料を徴収するものとする。

(樹木採取区の指定)

第八条の六 農林水産大臣は、 効率的かつ安定的な林業経営の育成を図るため、 樹木の採取に適する相当

規模の森林資源が存在する一 寸 \mathcal{O} 玉 有林野の区域であつて、 当該区域の所在する地域において国 有林 野

事 業及び 民 有林野に係 る施策を 体的 に推進することにより産 業 \mathcal{O} 振興に 寄与すると認められ るも $\overline{\mathcal{O}}$

あることその他の農林水産省令で定める基準に該当するものを樹木採取区として指定することができる。

2 農林水産大臣は、 前項の規定による指定をしたときは、 遅滞なく、 当該樹木採取区を表示する図 面

併せてこれらを公示しなければならない。 樹木採取区を変更し、 又はその指定を解除するときも、 同 様

とする。

(公募)

第八条の七 農林水産大臣は、 前条第一項の規定による指定をしたときは、 農林水産省令で定めるところ

により、 次に 撂 げる事項をあら かじめ公表して、 樹木採取権 \mathcal{O} 設定を受けることを希望する者を公募す

るものとする。

一 樹木採取区の所在地及び面積

二 樹木採取権の存続期間

三 権利設定料の額

匹

樹 木 料 (樹木) 採 取 区 にお いて採取される樹木の対価をいう。 以下同じ。 の算定の基礎となるべき

額及び算定方法

五 樹木採取権を行使する際の指針

六 第八条の十四第二項第一号の樹木の採取に関する基準

七 前 各号に掲げるもの \mathcal{O} ほ か、 次条第 項の規定による申請をするために必要な事項として農林水産

省令で定めるもの

(設定の申請)

第八条の八 第八条の六第一項の規定により指定された樹木採取区において樹木採取権の設定を受けるこ

とを希望する者は、 農林 水産大臣にその旨を申請 L なけ れ ば なら な

2 前 項 \mathcal{O} 規定による 申 請をしようとする者 は、 農林 水産省令で定めるところにより、 申請書を農林 水産

大臣に提出しなければならない。

(申請書)

第八条 がの九 前条第二項の申請書には、 次に掲げる事項を記載しなければならない。

樹 木採取区に お け Ź 樹 木 \mathcal{O} 採取及び木材の安定的な取引関 係 \mathcal{O} 確立 に 関する方針その他 の事業の基

本的な方針

一 樹木採取区の所在地

三 氏名又は名称及び住所

几 経営管理 (森林につい て自然的経済的社会的諸条件に応じた適切な経営又は管理を持続的に行うこ

とをいう。 以下同じ。) を効率: 的 かつ 安定的に行う能 力及び 経営管理 理 を 確実に行うに足りる経 理的 基

礎を有することを明らかにするため に必要な事項として農林水産省令で定め るも

 \mathcal{O}

五 第八条 小の七の 規定により公表された樹木料 の算定の基礎となるべき額を勘案して提示する樹 木 料 \mathcal{O}

算定の基礎となる額(以下「申請額」という。)

六 木 材 利 用 事 業 者 等 木 材 \mathcal{O} 安 定 供 給 \mathcal{O} 確 保 に 関 する特 別 措 置 法 伞 成 八年法 律 .第 匹 + 七 号) 第四 条

第 項 に 規定す る 木 材 利 用事業者等をい 、 う。 以 下 同 ľ, 及び 木 材製 品品 利 用 事 業者等 (同 項 に 規 定 す

る木 材製 品利 用 事 業者等をいう。 以下 一同じ。 との 取 引関係、 同 項 に規 定す る木 材生 産 流 通 改 善施 設

 \mathcal{O} 所 在 地 種類 及 び 規 模 (当· 該 木 材 生 産 流 通 改 S善施設. を整備、 しようとする場合に限 る。 並 び に 木 材

 \mathcal{O} 用 途 \mathcal{O} 拡大そ \mathcal{O} 他 \mathcal{O} 木 材 \mathcal{O} 需 要 \mathcal{O} 開 拓 そ \mathcal{O} 他これ 5 の者との 連 獲に よる木材 の安定的 な 取 引 関 係 \mathcal{O}

確 <u>T</u> に 関 す る事 項 ك ل て農: 林 水 産 省令で定 \emptyset る ŧ \mathcal{O}

七 前 各号 に 掲げ る ŧ \mathcal{O} 0 ほ か、 事 業 0 実 施 に よる 雇 用 \mathcal{O} 増 大その 他 \mathcal{O} 樹 木採 取 区 \mathcal{O} 所 在する 地 域 12 お

け る産 業 0 振興 に 対す る寄与に関 する事項そ 0 他の樹 木採取: 権者 の選定 に関 し必要となる事 ず項とし

農林水産省令で定めるもの

2

前 条第二 項 \mathcal{O} 者 が 木 材 \mathcal{O} 安定供 給 \mathcal{O} 確 保 に 関 する特別 措 置 法 第四 条第 項 \hat{O} 認 定 木 材利 用 事 業者

及び 木 材製 品品 利 用 事 業者等 と共 同 し て作成 した事 業計 画 (同 項 (に規・ 定す る事 業 計 画 を いう。 以下この 項

にお いて同じ。)に係るものに限る。)を受けた者である場合であつて、 当該認定に係る事業計 画 (同

条第三項第二号口 の森林 の区域に前条第 項の規定による申請に係る樹木採取区が含まれるも Oに 限る

の写しを提出 したときは、 前項 $\widehat{\mathcal{O}}$ 規定に、 カゝ か わらず、 同項第六号に掲げる事 項 0 記 載を省略するこ

とができる。

(選定)

第八条の十 農林水産大臣は、 農林水産省令で定めるところにより、 第八条の八第一項の規定による申請

をした者 (以 下 「申請者」という。) が次に掲げる基準に適合しているかどうかを審査 しなけ れば なら

ない。

経営管理を効率的かつ安定的に行う能力及び経営管理を確実に行うに足りる経理的基礎を有すると

認められること。

- 申請 額 が農林水産大臣が樹木採取区ごとに定める樹木料の算定の基礎となるべき額以上であること。
- 三 木材利I 用 、事業者等及び木材製品利用事業者等との連携により木材の安定的な取引関係を確立するこ

とが確実と認められること。

匹 前三号に掲げるもののほか、 国有林野の適切かつ効率的な管理経営の実施の確保に支障を及ぼすお

それがあるものでないこと。

2 農林 水 産 大臣 は 前 項 の規定 により審査 した結果、 申請者が 同項各号に掲げる基準に適合してい ると

認められるときは、 申請額、 事業の実施体制、 樹木採取 区 の所在する地 域における産業の振興に 対する

寄与の程度その他農林水産省令で定める事項を勘案して、 その適合していると認められた全ての申請者

0) 申 ·請書につい て評価が į 樹木採取権の設定を受ける者を選定するものとする。

(欠格事由)

第八条の十 次の各号のいずれかに該当する者は、 第八条の七 の規定による公募に応じることができな

\ <u>`</u>

この法律又は森林法に規定する罪を犯し、 刑に処せられ、 その執行を終わり、 又はその執行を受け

ることがなくなつた日から二年を経過しない者

第十七条第一項の規定により第十条に規定する分収造林契約を解除され、 その解除 の日から二年を

経過しない者

第八条の二十二第一項 (第一号に係る部分に限る。) の規定により樹木採取権を取り消され、 その

取消しの日から二年を経過しない者

四 十分な社会的信用を有していない者

五. 法人であつて、 その業務を行う役員のうちに前各号のいずれかに該当する者があるもの

(樹木採取権の設定を受ける者の決定等)

第八条の十二 農林水産大臣は、 第八条の十第二項の規定により選定した者に対し、 その申請に係る樹木

採取権の設定をするものとする。

2 農林・ 水 産 大臣 は、 前 項 \mathcal{O} 設定をしようとするときは、 関係 都 道府県知事 に協議 しなけれ ばならない。

3 農林 水産大臣は、 第一項の設定をし、 又は当該設定をしないことの決定をしたときは、 遅滞なく、 同

項 の樹 木採取権に係る全ての申請者に対し、その旨の通知をするものとする。

4 農林・ 水産大臣は、 第一項の設定を受けた者に対し、 その申請に係る権利設定料について、 納付期限を

定めて、その納付を命ずるものとする。

5 前項の権利設定料の納付方法は、政令で定める。

(事業の開 始の義務

第八条の十三 樹木採取 権者 は、 農林水産大臣が指定する期間内に、 事業を開 始 しなけ ればならない。

2 樹 木 採 取 権者 は、 Þ 、むを得り な 1 理 由 に により前 項 \mathcal{O} 期 間 内 に 事 業を開始することができないときは 期

間を定め、 理由を付して、 農林水産大臣 の認可を受けなければならない。

引き続き一年以上その事業を休止しようとするときは、

期間を定め、

理由を付

農林水産大臣の認可を受けなければならない。

3

樹木採取権者は、

4 樹木採取 権者 は、 前 項 \hat{O} 認可を受けて休止した事業を開始したときは、 遅滞なく、 その旨を農林水産

大臣 に届 け 出 なけ れ ばならない。

(樹 木採取 権実施契約

第八条の十四 樹木採取権者は、事業を開始する前に、 農林水産省令で定めるところにより、 農林水産大

臣と、 次に掲げる事項をその内容に含む契約 (以下「樹木採取権実施契約」という。) を締結しなけれ

ばならない。

当該契約の期間にわたつて行う施業の計画であつて、 次に掲げる事項をその内容に含むも \mathcal{O}

樹木を採取する箇所及びその箇所ごとの面積に関する事項

1

ロ 樹木の採取方法に関する事項

ハ 各年ごとの採取面積に関する事項

第 兀 項 \mathcal{O} 規定 に より 納 付 すべ き樹木 料 の算定及び納付 に関する事項

三 木 材利 用 事業者等及び木材製 品利用事業者等との連携による木材の安定的な取引関係の確立に関す

る事項

四 事業の継続が困難となつた場合における措置に関する事項

五 事 業 \mathcal{O} 円 滑 な 実 施 \mathcal{O} た 8 に必 要な事 項 É \mathcal{O} 他 農 林 水 産 省 令 で定め る 事 項

2 樹 木 採 取 権 実施 契 約 の内 容 は、 次に 掲 げ る基準 に 適合するも 0 で なけ れ ば なら ない。

前 項 第 号の 施 業 \mathcal{O} 計 画 (次号に お 1 て 「施業計 画 という。 が、 玉 有 林 野の 公益的機能 0 維 持

増 進 及び 木材 \mathcal{O} 持 続的 か 0 計 画 的 な供 給 \mathcal{O} 観 点から農林 水産大臣が樹 木採取区ごとに定める 樹 木 \bigcirc 採

取に関する基準に適合すること。

前号に掲げる £ \mathcal{O} \mathcal{O} ほ か、 施業 計 画 [が樹: 木 採取区 \mathcal{O} 所在す る国 有 林 野 に係 る地 域管理経営 計 画 . に 適

合すること。

三 第八条の八第二項の申請書の内容に即していること。

3

樹

木採取

権実施契約

は、

五年ごとに、

五年を一期として締結しなければならない。

ただし、

国有

林野

 \mathcal{O} が適切か つ効率的な管理経営の実施を確保するため必要があるときは、 その期間より も短い期間とする

ことができる。

4 樹木採取権者は、 樹木採取権実施契約に基づき、 あらかじめ、 農林水産省令で定めるところにより、

国に樹木料を納付 しなけ れば、 樹木採取区における樹木を採取してはならない。

(性質)

第八条の十五 樹木採取権は、 物権とみなし、 この法律に別段の定めがある場合を除き、 不動産に関する

規定を準用する。

(権利の目的)

第八条の十六 樹木採取 権は、 法人の合併その他 \mathcal{O} 般承継、 譲渡、 滞納処分、 強制執行、 仮差押え及び

仮処分並びに抵当権 の目的となるほ か、 権利 の目的となることができない。

(処分の制限)

第八条の十七 樹木採取権は、 分割 į 又は併合することができない。

2 樹 木 採 取 権 \mathcal{O} 移 転 (法人の合併その他 0 般 承継 によるものを除く。 以下この条に お 7 て同じ。 を

ようとするときは、 当該樹木採取権の移転を受けようとする者は、 農林水産大臣に申請して、 その 許

可を受けなければならない。

3 前 項の規定による申請をしようとする者は、 農林水産省令で定めるところにより、 第八条の九第 項

各号に掲げる事項を記載した申請書を、 農林水産大臣に提出 しなければならない。

4 農林・ 水産 大臣 は 第二項 $\widehat{\mathcal{O}}$ 許可をしようとするときは、 関係 都道 府県 知 事 にこ 協 議 なけ ればならない。

5 農林 水産大臣は、 第二 項 の規定による申請が、 次に掲げる基準に適合していると認めるときでなけれ

ば、その申請を許可してはならない。

その申請をした者が、 第八条の十第一 項各号に掲げる基準に適合し、 かつ、 第八条の十一各号のい

ずれにも該当しないこと。

その申請に係る第八条の九第一 項 第 一 号の事業の基本的な方針及び申請額が、 樹木採取権 の移転を

しようとする者の第八条の八第二項の申請書に記載された同号の事業の基本的な方針及び申請額 照

らして適当なものであること。

6 抵当 権 \mathcal{O} 設 定が 登録されてい る樹 木採1 取権 に . つ い ては、 その抵当権者 の同 意がなけ ħ ば、 これを放棄

することができない。

7 第二項の許可を受けないで、 又は前項の同意を得ないでした樹木採取権の移転又は放棄は、 その効力

を生じない。

(樹木採取権の法人の合併その他の一般承継)

第八条の \mathcal{O} 十八 法人の 合併その 他 \mathcal{O} 般 承 継 によ 6つて樹-|| 木採| 取 権を取得し た者は、 農林 水産省令で定め る

ところにより、 取 得 \mathcal{O} 日 から三月以内に、 第八条の 九第一 項各号に掲げる事項を記載し た書類を添えて

その旨を農林水産大臣に届け出なければならない。

2 農林· 水産大臣は、 前項の 規定による届出が、 次に掲げる基準に適合すると認めるときは、 その旨をそ

 \mathcal{O} 届 出 をし た者に通 知 Ļ 当該基準 に適合しない と認めるときは、 樹木採1 取権 を譲渡するために 通常必

要と認う 此められる る期間として農林水産省令で定め る期間 内 に譲渡すべき旨をその届出をした者に通 知 し な

ければならない。

その 届 出をした者が、 第八条の十第 項各号に掲げる基準に適合し、 かつ、 第八条の十一各号のい

ずれにも該当しないこと。

その届 出に係る第八条の九第一 項 第 一 号の事 業の基本的な方針及び 申 -請額: が、 被承継・ 人の第八条の

八第一 二項の申請書に記載された同号の事業の基本的な方針及び申請額に照らして適当なものであるこ

کے

(樹木採取権の存続期間)

第八条の十九 樹木採取権の存続期間は、五十年以内とする。

(登録)

第八条の二十 次に掲げる事項は、 樹木採取権登録簿に登録する。

一 樹木採取権の設定、変更、移転、消滅及び処分の制限

樹木採取 権を目的とする抵当 権 の設定、 変更、 移転、 消 滅及び処分の制限

2 前項の規定による登録は、登記に代わるものとする。

第 一項の規定による登録に関する処分については、 行政手続法 (平成五年法律第八十八号) 第二章及

び第三章の規定は、適用しない。

3

4 樹 木 採 取 権 登録 簿 に つ 1 ては、 行 政 機 関 の保 有する情 報 \mathcal{O} 公開 に関する法律 (平成十 年法律第四 +

二号)の規定は、適用しない。

5 樹木採取権登録簿に記録されている保有個 人情報 (行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律

(平成十五 年法律第五十八号) 第二条第五項に規定する保有個 人情報をいう。 については、 同法第四

章の規定は、適用しない。

6 前各石 項 に規 定す る Ł 0) 0) ほ か、 登 録 にこ 関 し 必要な事 項は、 政令で定める。

(指示等)

第八条の二十 農林水産大臣は、 事業の 適正を期するため、 樹木採取権者に対して、その業務若しくは

経 理 の状況 に 関 し報告を求め、 実地 につ **\ て調査 Ļ 又は必要な指示をすることができる。

(樹木採取権の取消し等)

第八条の二十二 農林水産大臣は、 次の各号に掲げる場合 0 いず れかに該当するときは、 樹木採 取権

を取

り消すことができる。

樹木採取権者が次のいずれかに該当するとき。

1 偽 りその 他不正 \mathcal{O} 方法により 樹 木採取的 権者となつたとき。

口

第八条の十一第一号、

第二号、

第四号又は第五号に該当することとなつたとき。

ハ 第八条の十二第四項の納付期限までに権利設定料を納付しなかつたとき。

第八条の十三第一項若しくは第二項の規定に違反して事業を開始しないとき、

又は同条第三項の

規定に違反して引き続き一年以上休業したとき。

二

ホ 事業を実施できなかつたとき、又はこれを実施することができないことが明らかになつたとき。

ホに掲げる場合の ほ か、 第八条の十四第二項第一号の樹木の採取に関する基準に適合しな 7 樹木

の採取をしたときその他の樹木採取権実施契約において定められた事項について重大な違反があつ

たとき。

1 第八条の十四第四 項の規定による樹木料の納付をしないで樹木採取区における樹木を採取したと

き。

チ 第八条の十八第一項の規定による届出をしなかつたとき。

IJ 第八条の十八第二項 \hat{O} 期間 内 に樹木採 取 権 \mathcal{O} 譲 渡がされないとき。

ヌ 正当な理由がなく、前条の指示に従わないとき。

ル

第八条の二十四にお

į١

て準用する第十三条各号に掲げる事

項の実施を怠つたとき。

樹木採取区を他の公共の用途に供することその他の理由に基づく公益上やむを得ない必要が生じた

とき

2 農林水 産大臣 は、 前項 の規定により、 抵当権の設定が登録されている樹 木採品 取権を取り消そうとする

ときは、 あら かじめ、 その 旨を当該抵当 権に係る る抵当権 者に通 知しなけ れ ばなら たな

3 樹木採取 区が国 \mathcal{O} 所有に属しなくなつたときは、 樹木採取権は消 三滅する。

(樹木採取権者に対する補償)

第八条の二十三 国は、 前条第一項 (第二号に係る部分に限る。 以下この条において同じ。) 0) 規定によ

る樹木採 取 権 \mathcal{O} 取消 L 又 は前条第三項の 規定に、 よる樹木採 取 権 \mathcal{O} 消 滅 **国** \mathcal{O} 責めに帰すべ 、 き 事 由 が あ る

場合に限る。) によつて損失を受けた樹木採取権者又は樹 木採取権者であつた者 (以下この条に お į١ 7

単 に 樹 木採取権者」という。) に対して、 通常生ずべき損失を補償しなければならない。

2 前 項の規定による損失の補償に ついては、 国と樹木採 取権者とが協議 L な け れば、 なら な

3 前 項 \mathcal{O} 規定による協 議 が , 成 立 L な 1 場合に お į١ ては、 玉 は、 自己 0 見 積 Ł つた 金 額 を 樹 木採 取 権 者に

支払わなければならない。

4 前 項 の補 償金額に不服がある樹木採取権者は、 その決定の通知を受けた日から六月以内に、 訴えをも

つて、その増額を請求することができる。

5 前項の訴えにおいては、国を被告とする。

6 前条 第 項 \mathcal{O} 規定 に より 取 ŋ 消 され 、た樹: 木採 取 権 又は 同条第三項 の規定により が消滅) た 樹: 木採 取 権

玉 $\overline{\mathcal{O}}$ 責 8 に 帰 すべ き事 由により 消 滅し た場合に限る。 の上に抵当権が あるときは 当該 抵当 権 に係 る

抵当権者か ら供託をしなくてもよい旨の申出がある場合を除き、 国は、 その補償金を供託 しなければな

らない。

7 前 項の抵当権者 は、 同 項 \hat{O} 規定に より 供託 し た補償金に対してその権利を行うことができる。

8 玉 は、 第 項の 規定による補償 の原因となつた損失が前条第 項 の規定による樹 木採取物 権 \mathcal{O} 取 消 しに

よるものであるときは、 当該補償金額の全部又は一部をその理由を生じさせた者に負担させることがで

きる。

(準用規定)

第八条の二十四 樹木採取権者については、 第十三条の規定を準用する。 この場合において、 同条中「分

収林」とあるのは、「樹木採取区」と読み替えるものとする。

(採取跡地の植栽)

第八条の二十五 農林・ 水産大臣は、 樹木採取区内 の採取跡地において国有林野事業として行う植栽 の効率

的 な実施が を図るため、 当 該 樹 木採1 取 区に係る る樹 木採取権者に対し、 当該植 栽をその樹木の採取 کے _ 体的

に行うよう申し入れるものとする。

(農林水産省令への委任)

第八条の二十六 この章に定めるもののほか、 樹木採取権に関し必要な事項は、 農林水産省令で定める。

第十条第三号中「(人工下種を含む。以下同じ。)」を削る。

(木材の安定供給の確保に関する特別措置法の一部改正)

第二条 木材の安定供給の確保に関する特別措置法 (平成八年法律第四十七号) の一部を次のように改正 す

る。

目 次 中 「第二十一条」 を 「第二十四条」 に、 「第二十二条・第二十三条」 を 「第二十五条・第二十六条

に改 らめる。

第四

|条第一

項中

「指定地

域内」

を

「森林所有者等

(指定地域内」

に、

「又は収

益

を

「若しくは収益」

第一 条 中 「及び流通の円滑化」を $\overline{}$ 流通の円滑化及び利用の促進」 に改める。

に、 (以 下 「森林 所有者等」という」を 「又は・ 森林経営管理法 (平成三十年法律第三十五号) 第三十六

条第二項 の規定により 公表され てい る民間事業者、 国 有林 野 の管 理経営に関 する法律 (昭 和二十六年 法 律

第二百四十六号)第八条の 五第一項に規定する樹木採取権 の設定を受けることを希望する者その 他 \mathcal{O} 権 原

に基づき森林の立木の使用若しくは収益をしようとする者をいう。 以下同じ」に、 「又はその」 を 若

くはその」 に改 め、 「この条において」 を削 ŋ 「と共同して」を「又は (木材利) 用 事業者等及び当該 木 材

を原材料とする製品 (第三項第二号へ2)にお į١ 7 「木材製品」 という。) を利用する事業として政令で定

 \Diamond るもの (同号へ2)にお いて 「木材製品利用事業」という。) を行う者 (第十六条第二号ロ及び ハにおい

7 「木材製品 利用事業者」という。) 若しくはその組織する団体 (以 下 「木材製品 利用事業者等」 という

と共同 して」に、 「第三項第二号ハの 事業所又は」 を 同 項 第二号 ハ \mathcal{O} 事業所、 に、 が **当** 該 を

「又は 同 号 (2) \mathcal{O} 事 業 所若 しく は 区 域 が 当 該 に 改 め 同 条第 項 中 又 は 木 材利 用 事 業者等」 を 木

材利 用事 業者等 文は木 材製品利用事 業者等」 に改 め、 同項第二号中 「者又は」を 者、」 に改め、 開 設

する者」の下に 「(第十六条第二号イにおいて 市 場開設者」 という。)又は木材の輸送を業として行う

者」 を加 え、 森林 同条第三項第二号中 びに当 「実施時 おけ る伐採る 期 を 及び 「実施期間)伐採% 造 に改 林に関する方針 め、 同 号 口 を次のように改める。

第四 条 第三 項 第二 一号に次 0 ように 加 える。

口

 \mathcal{O}

区

域

並

該

区 域

に

後

 \mathcal{O}

森林 所有者等、 木 材 利 用事 業者等及び木材製品利用事業者等が共同 して事業計画を作成する場合

12 あ っては、 次に掲 げ る事 項

- (1)木 材 \mathcal{O} 需 要 \mathcal{O} 開 拓 \mathcal{O} 内
- (2)木 材 製 品品 利 用 事 業者等 \mathcal{O} 事 ・業所であって木材製品 の引取りを行うものの 所在 地又は木材製品利

用 事 業を行う区域

第四 第八 た保 に、 第四 項」 安林、 四 掲 (T) 項 E 項第四 条第三項第四号中 認 げ 第七 · 規 に改 を る 定 定 7 **当** ずめ、 す 号」 う。 を 項各号」 る事 該 「 第 を 同項 認 以下 項 定 兀 「 第 を 同 を同条第十一 に係 項 (保安 五. に 「第八 「保安林」 規定す 項第四号」 る事 林 項 業 各号」 Ś に、 を 計 の下に 項とし、 加 画 に に改め、 え、 が 「を含む」 に改 . 改 第 め、 同 兀 同 め、 項 条第十二 (同 同 条 同 に 規定す を |項を同 第九 項 同 法第二十五条又は第二十五条の二の規定により指定され É 項 「を含む 項中 項 を同 同 を同 Ź 条第. 条第十項とし、 事 条第十二項とし、 「第七 ŧ 九項とし、 項を含む 条第十三項とし、 \mathcal{O} に限 項」 を る。 Ł 同 同 \mathcal{O} 「第八項」 条第八 条 に 第七 を含む」に、 同 限 条第 る。 同 項中 項 条 第 に改 第十 + 次 ·項 項 号中 め 中 に 保 項 お 安林」 第 第三項 中 同 V 「 第 項 七 て 項」 第 \mathcal{O} 九 同 (第二号 項 を 認 号中 を 定 第

を

条第 号 \mathcal{O} 口 立 を に を 四 木 第 項 の伐採 「第十] 第 匝 項 号 中 -項第一 E 及び伐採 規定する 前 号 項第 Ź 後 に改 の造林」 に、 号」 め、 「当該」 を を 同 項 「第三 「につ を同 を 一項第 () 条第八項 「当該 て 一号」 の第四 事 業計 らとし、 に、 項に規定す 画に 同 「に対する」 お 条第六 7 て る事 項 項」 に を同り を 改 に、 条第七 め 又 は 同 「第三項 項とし、 木 項 材製 を同 第二 品 条第六項 利 同 号 用 条第 事 口 業者: に 五. 掲 項 等 中 げ 12 同 る

対する」

に改

め、

同項第三号中

前

項第二号」

を

「第三項第二号」に、

「が

同

項第

号

を

(前

項

0

規

定に 同 項 第 より同項に規定する事項を記載した場合にあっては、 匹 | 号中 第九 項第 号」 を 「第十項第 号」 に改め、 当該事 同 項 な同り 項を含む。) 条第五 項とし、 が第三項第 同 条第三項 号 に改め、 0) 次に 次

の一項を加える。

4 事 業 計 画 に には、 前項各号に掲げる事 ず項のほう か、 木材安定供給確保事業に係る立木の伐採に関 森林

 \mathcal{O} 所在場所、 保安林とその他の森林との区別、 伐採了 面積、 伐採方法、 伐採齢、 伐採後の造林の方法、 期

間 及び 樹 種 その 他伐採及び伐採後の 造林に関 し農林水産省令で定める事項を記載することができる。

第五 条第二 項 中 同 条第四 項各号」 を 同 条第 五項各号」 に改 め、 同 条第三項中 前 条第四 項 か いら第十

二項まで」を「前条第五項から第十三項まで」に改める。

第六条第二項中 「第四 条第五 項から第十一 項まで」 を 「第四条第六項から第十二項まで」 に改める。

第七 条中 「に従って」 を (第四条第四項に規定する事項を含むものに限る。 次条及び第十条から第十

二条までにおいて同じ。)に従って」に改める。

第九条第一 項中 「事業計 画 の 下 に (第四条第四 項に規定する事項を含むものに限る。 を加える。

第二十三条を第二十六条とする。

第二十二条中「前条」を「第二十三条」 に改め、 同条を第二十五条とする。

第二章中第二十一条を第二十三条とし、 同条の 次に次の一 条を加える。

(国有林野の管理経営に関する法律との関係)

第二十四条 森林所有者等が 国 有林 野 の管理経営に関する法律第八条の十二第一項の規定により同 法第八

条の五第一項に規定する樹木採取権 の設定を受けた場合 (当該樹木採取権に係る同法第八条の六第一 項

0) 樹 木採 取 区が指定地域内にある場合に限る。) において、 農林水産省令で定める期間 内に当該森林 所

有者等並びに当該樹 || 木採| 取権に係る同 法第八条の 八第二項 の申 請 書に記載された木 材利 用事業者等及び

木材製品 利 用 事 業者 等 か 5 都 道 府 県知 事 等に申 請 が あ ったときは、 これ 5 $\overline{\mathcal{O}}$ 者を認定事 業者と、 当該 申

請書 を認定事 業計画とみなして、 第十五条から第十七条まで、第二十一条、第二十二条及び前条 (同条

の規定に係る罰則を含む。)の規定を適用する。

第二十条を第二十二条とし、第十九条を第二十一条とする。

第十八条中 (昭和二十六年法律第二百四十六号) 」 を削り、 同条を第二十条とし、 第十七条を第十九

条とする。

第十六条の前の見出しを削り、 同条を第十八条とし、 同条の前に見出しとして「(森林組合等の事業の

利用の特例)」を付し、第十五条の次に次の二条を加える。

(独立行政法人農林漁業信用基金の業務)

第十六条 独立 ·行政法· 人農林漁業信 用 基金 (以 下 「信用基金」 という。) は、 木材安定供給確保事業

林所有者等、 木材利用事業者等及び木材製品利用事業者等が共同して作成した認定事業計画に係 るも \mathcal{O}

森

に 限る。 以下この条において同じ。) に必要な資金の供給を円滑にすることを目的として、 次に 掲げる

業務を行う。

認定事 業者が当該 認定に係 る木材安定供給 確保事業を実施するのに必要な資金を調 達する場合にこ

れ を円滑 にするために必要な資 金 一の供 給 の事業を政令で定めるところにより行う都道府県に対 政

令で定めるところにより、 当該事業に必要な資金を貸し付けること。

信用 基金に出資してい る認定事業者であって次に掲げるもの (その者が ロに掲げる者である場合に

は、 その 直 接の 構 成員となって ζÌ るハに掲げる者を含む。) が、 当該 認定に係る木 材安定供 給 確 保 事

業を実施す るの に 必要な資金を独立行政法 人農林漁業信用基金法 (平成十四 [年法律第百二十八号) 第

十三条第 項の 融資機関 [から借り入れること(当該資金に充てるため手形の割引を受けることを含む

により当該 融資機品 関 に 対対 L て負担 する債務を保証すること。

1 森林 組 合若 L Š は 森林 組 合連 合会で木 材 卸 売業を営 「む者、 市 場 開 設者又は木 材 0 輸 送を業とし

行う者 <u>П</u> 及び ハに お 1 て 木 材卸 売業者等」 という。 であ るも

 \mathcal{O}

木 材 卸 売業者等 (資本金 の額又は出資の総額が千万円以下の会社並 びに常時使用する従業者の数

口

が

百

人以下の会社及び

個

人に

限

る。

ハ

に

お

į١

て同じ。)

又は木材製品

利

用事

業者

(政令で定めるも

 \mathcal{O} に限 る。 ハ に お 7 て同 ľ が 直 接 文 は 間 接 \mathcal{O} 構成員となっている中 -小企業等協 同 組 合

ハ 木 材 卸 売業 者 等 文 は 木 材製 品 利 用 事 業者

前二号 \bigcirc 業務 に附 帯する業務

(都道· 府県の 特別会計

第十七 条 前 条第 号の規定により信 旧基· 金かり . ら資. 金の貸付けを受けて同号に規定する事 業を行う都 道 府

県は、 そ \mathcal{O} 経 理を 林業 木 材産業改善資 金助 成法第十三条第 項 $\widehat{\mathcal{O}}$ 規定に より 一設置、 す る特別会計 に お 1

て併せて行うことができる。 この場合にお 1 て は、 当該 都 道 府 県 は 当該 経理を他 \mathcal{O} 経 理と区分して行

うものとする。

附則を附 則 第 項とし、 同 項に見出 しとして \neg (施行]期日) _ を付い 附則に 次の一 項を加 える。

林 業 経 営 基 盤 \mathcal{O} 強 化 等 \mathcal{O} 促 進 \mathcal{O} た 8) \mathcal{O} 資 金 \mathcal{O} 融 通 等 に 関 する暫定 措 置 法 \mathcal{O} 特 例

2 第十 六条第 一号 \mathcal{O} 規定により 信 用 基金、 カン ら資 金の 貸付けを受けて同号に 規定する事業を行う都道 府 県

は、 第十七条の規定によりその経理を林業 木 材産業改善資金助成法第十三条第 項 \mathcal{O} 規定に ょ り設 置

する特別会計にお 1 て行う場合であって、 林業経営基盤 \mathcal{O} 強化等の促進 \mathcal{O} ための資 金 $\overline{\mathcal{O}}$ 融 通等 に 関 する

暫定措 置 法 (昭 和 五. 十四四 年法律第五 十一 号) 第八条に規定 する経理 を当該 特別会計 12 お 7 て行うときは

当該 経 理 を 第十 七 条に 規定する る 経 理と併る せ て行うことができる。

(独立行政法人農林漁業信用基金法の一部改正)

第三条 独立行 政 法人農林漁業信用 基金法 (平成十四年法律第百二十八号) の <u>ー</u> 部を次のように改正する。

第三条第 項 中 「こと、 _ の下に 「都道 一府県が 行う木材 の安定供給 0 確 保 に関する特 莂 措 置 法 平 成八

年法律第四 十七号。 以 下 「木材安定供給特措法」 という。 第十六条第一 号に規定する事業並 び に を加

える。

第七条の二第三項第一号中 「第十七条第二号」の下に「若しくは木材安定供給特措法第十六条第二号ロ 号若しくは木 材安定

を加い え、 同 法第十七条第 号 を 林 業 木 材産 業改善資 金助 成法第十七条第一

供 給 特措 法第十 六条第二号ハ」 に改 δ る。

第十二条第一

項第五号中

「次条及び」を

「次条、」に、

「の規定」

を「及び木材安定供給特措

法第十六

条第二号の規定」に改め、 同項中第十号を第十一号とし、 第六号から第九号までを一号ずつ繰り下げ、 第

五号 の次に次の一 号を加える。

六 都 道 府 県 に対 し木 材安定供給特措法第十六条第 号の規定による貸付 けを行うこと。

第十 匹 条第 項 中 「第六号から第 九号まで」 を 「第七号から第十号まで」 に改 \Diamond

第十五条第二号中 「に掲げる業務及びこれ」を 「及び第六号に掲げる業務並びにこれら」 に改め、 同条

第三号中 「第十二条第一項第六号から第九号まで」を 「第十二条第一 項第七号から第十号まで」に改める。

第十七条中 「及び第九号」 を 第六号及び第十号」 に改り いめる。

第二十条第 項中 「林業 木材産業改善資金助成法」 の下に、、 木材安定供給特措法」 を加える。

附 則

(施行期日)

第 条 この 法律は、 平成三十二年四月一 日 から施行する。 ただし、 次条の規定は、 公布 \bigcirc 日 から施行する。

(政令 へ の 任

第二条 この 法 律の 施行に関し 必要な経過措置は、 政令で定める。

(検討

第三条 政府は、 この法律の施行後五年を目途として、 第一条の規定による改正後の国有林野の管理経営に

関する法律 (以下この条に お į١ 7 「新法」という。) \mathcal{O} 施 行 の状況を勘案し、 必要がた あると認めるときは

新 法 \mathcal{O} 規定に つい て 検討、 を加え、 その結果に基づい . て 所 要 \mathcal{O} 措置を講ずるものとする。

中 小 漁業融資保証 法 \mathcal{O} 部改正)

第四条 中 小 漁業融資保 証 法 (昭和二十七年法律第三百四十六号) の一 部を次のように改正する。

第四 十三条の二第 項中 「第十二条第一 項第八号」 を 「第十二条第一 項第九号」 に改

第四十三条の三第 項中 「第十二条第 項第九号」 を 「第十二条第一項第十号」 に改める。

(漁業災害補 償法 0 部 改正)

第五条 漁業災害補償法 昭 和三十九年法律第百五十八号) の一部を次のように改正する。

第百-九十六条の十 第一 項 中 「及び第九号」 を 第六号及び第十号」 に改め

(登録免許税法の一部改正)

第六条 登録 免許 税法 (昭和) 匹 十二年法律第三十五号) の一部を次のように改正する。

第十条第一項中 第四号又は第四号の二」を「又は第四号から第四号の三まで」に、 「又は公共施設

等運営権」を 公共施設等運営権又は樹木採取 権 に改める。

第十一条第 項中 「又は公共施設等 運営権」 を 公共施設等運営権又は樹木採取権」 に改める。

別表第一第四号の二の次に次のように加える。

分	木採取権の価	その他の原因による移転の登録
千 分 の 一	樹木採取権の価額	イの相続又は法人の合併による移転の登録に、移転の登録
千分の一	樹木採取権の価額	一 設定の登録
		四の三 樹木採取権の登録(樹木採取権の信託の登録を含む。)

一件につき千	抵当権の件数	
	計算した金額	
	極度金額を除して	
	後の共有者の数で	
千分の二	一部譲渡又は分割	田 根抵当権の一部譲渡又は法人の分割による移転の登録
	金額	
千分の二	債権金額又は極度	ロ その他の原因による移転の登録
	金額	
千分の一	債権金額又は極度	イ 相続又は法人の合併による移転の登録
		四 抵当権の移転の登録
		付債権の差押えその他権利の処分の制限の登録
	金額	不動産収益執行に係る差押え、仮差押え、仮処分又は抵当
千分の四	債権金額又は極度	三 抵当権の設定、強制競売、競売、強制管理若しくは担保

(林業経営基 (八) (九) (七) までに掲げ \mathcal{O} 口 イ 更正若 登 付 信 抵当 録 記 抵当権以外の権利 託 盤 の抹消 登録、 の 登 \mathcal{O} 権 しくは変更の 強 録 るものを除く。 \mathcal{O} 化等 信 仮登録、 託 \mathcal{O} \mathcal{O} 促 登 進 登録 抹消 の信託の 録 \mathcal{O} た した登録 \Diamond (これらの登録のうち日から出 O登録 資 金 \mathcal{O} の融 口 復の登録又は登録 通等に関する暫定措置法 樹 債 樹木採取権 樹 金額 木採取的 権 木採取権 金額 \mathcal{O} 権 又は 部改 の件 の件 の価 極 正 数 数 額 度 千分 円 円 円 千分の二 件につき千 件につき千 \mathcal{O}

第七条

林業経営基盤

 \mathcal{O}

強

化

等の

促

進

 $\overline{\mathcal{O}}$

ため

の資

金

 $\overline{\mathcal{O}}$

融

通等に関する暫定措置

法

(昭和五

十四年法律第五

+

号)

の <u>ー</u>

部を

次のように改正する。

- 32 -

六条第二号 第七条の表第七条の二第三項第一号の項中 ロに」に、 「第十七条第二号若しくは」 「第十七条第二号に」を を 木材安定供給特措法第十六条第二号 「若しくは木材安定供給特措法第十 口 若 くは

同 法 第十七条第一 号 を 「若しくは 木材安定 供 公給特措 法第十六条第二号ハ」 に、 林 業 木 材 産

業改善資 金助 成法第十七条第一号」を 木材安定供給特措法第十六条第二号ハ」に改め、 同 表第 + 五 条

「及び第六号」を加え、

「及びこれ」を

「並びにこれ

に、 「及び暫定措置法」 を 並 びに暫定措置法」 に改め、 同表第十七条の項中 「及び第九号」を 第六

号及び第十号」に改める。

第二号の項中

「第十二条第一項第五号」の下に

(破産法の一部改正)

第八条 破 産 法 (平成十六年法律第七十五号) の一部を次のように改正する。

第七十八条第二項第二号中 「公共施設等運営権」 の 下 に $\overline{\ }$ 樹 木採取的 権 を加える。

(特別会計に関する法律の一部改正)

第 九条 特 別会計 に関する法 律 平 成 + 九 年 法律第二十三号) (T) 部を次のように改正する。

附 則第二百六条の 五第一 項 中 収 入額」 の 下 に 「並びに同法第八条の 五第三項に規定する権利設定料及

 \mathcal{O} び同法第八条の十四第四項に規定する樹木料の収入額の合計額」を、 五第一 項に規定する樹木採取権に関する事務の執行のために要する費用」 「費用」の下に「並びに同法第八条 を加える。